

告 示

埼玉県告示第七百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十七年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名 氏名 住所

理事長 嶋 常 雄 埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形千三百十番地二

二 退任

職名 氏名 住所

理事長 嶋 計 治 埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形千三百十番地二